

CAA評価基準変更のお知らせ

CAAでは平成22年5月1日より「車両評価基準」を以下の通りに改定いたしました。

日本オートオークション協議会により策定された、評価基準ガイドラインの導入と、従前の評価基準をベースに、よりわかりやすく、出品店・落札点様双方に、より公平な評価基準になるよう見直しをいたしました。また、車両評価基準変更と同時に、従来手書きによる車両展開図表示を「デジタル化」に変更いたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

総合評価基準

登録経過月数、走行距離、内装評価の条件が設定されています。

総合評価基準/改定後

評価点	内 容	外 装 評 価	内 装 評 価
S点	・走行10,000km以内。 ・無傷、無補修のもの。	A以上	A以上
6点	・走行30,000km以内。 ・初度登録経過月数36ヵ月以内。 ・内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの。		B以上
5点	・走行50,000km以内。 ・外装に軽微な瑕疵が若干あるもの。 ・内装に気になるシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの。	B以上	C以上
4.5点	・走行100,000km以内。 ・軽微な加修を施すことで5点に準ずるもの。 ・外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの。 ・内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの。		C以上
4点	・走行150,000km以内。 ・内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修を要するもの。	D以上	E以上
3.5点	・内外装とも大きな瑕疵が多数あり、加修、または交換を要するもの。 ・主要溶接パネル交換車。		E以上
3点	・内外装とも交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの。 ・機関、機構に大きな不具合のあるもの。		
2点	・商品価値の低いもの。		
1点	・災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等）		
RA点	・軽微な修復歴車（あくまで目安表示のため、相違があった場合でもクレームは受付できません。）		
R点	・修復歴車。		
99点	・事故現状車等、評価をしないもの。		

内装評価基準

内装評価/改定後

評 価	内 容
A	・走行30,000km以内。 ・軽微な瑕疵のあるもの。 ・シミ、傷、のり等が若干あるもの。
B	・軽微な瑕疵が数箇所あるもの。 ・焦げ、切れ、破れがあるもの。
C	・気になる瑕疵が数箇所あるもの。 ・軽微な加修を要するもの。 ・切れ、破れ、焦げ穴、のり跡、のり付き等が若干あるもの。
D	・目立つ瑕疵が数箇所あるもの。 ・加修を要するもの。
E	・明らかに状態の悪いもの。 ・ダッシュ板、天張、シート等、主要部品の交換を要するもの。

新基準/外装評価基準

新たな外装評価

評 価	内 容
A	・軽微な瑕疵があるもの。 ・補修跡のあるもの。
B	・目立つ瑕疵があるもの。 ・フロントガラス、灯火類に割れのあるもの。 ・バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの。
C	・目立つ瑕疵が複数あるもの。 ・大きな瑕疵があるもの。 ・再加修が必要な補修跡のあるもの。
D	・大きな瑕疵が多数あるもの。 ・目立つ腐食のあるもの。
E	・交換を要する瑕疵が多数あるもの。 ・著しく状態の悪いもの。

瑕疵記号基準

瑕疵記号基準/改定後

内容	瑕疵記号	条件
キズ	A1	10cm程度の線キズ（拳大程度）
	A2	20cm程度の線キズ（手のひら大程度）
	A3	40cm程度の線キズ（手のひら大2個程度）
	A4	A3を超えるもの
へこみ	U1	ゴルフボール大程度のへこみ
	U2	テニスボール大程度のへこみ
	U3	サッカーボール大程度のへこみ
	U4	U3を超えるもの
キズを伴うへこみ	B1	ゴルフボール大程度のキズを伴うへこみ
	B2	テニスボール大程度のキズを伴うへこみ
	B3	サッカーボール大程度のキズを伴うへこみ
	B4	B3を超えるもの
錆	S1	ゴルフボール大程度の錆
	S2	テニスボール大程度の錆
	S3	サッカーボール大程度またはそれ以上の錆
腐食	C1	ゴルフボール大程度の腐食
	C2	テニスボール大程度の腐食
	C3	サッカーボール大程度またはそれ以上の腐食
補修跡	W1	補修跡のあるもの
	W2	容易に確認できる補修跡
	W3	再加修の必要な補修跡
要塗装	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ
	P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ
	P3	大きな色褪せ、塗装剥がれ
交換済み	XX	交換済み
要交換	X	交換を要するもの

新たな瑕疵記号基準

内容	瑕疵記号	条件
バンパー要交換	X1	軽微な割れ、破れ（5cm程度）
	X2	X1が数箇所あるもの
	X3	X2を超えるもの
フロントガラス点キズ	G	点キズ（飛び石キズ）のあるもの
ガラスのキズ	A1	10cm程度の線キズ（拳大程度）
	A2	20cm程度の線キズ（手のひら大程度）
	A3	A2を超えるもの
フロントガラス要交換	X1	1cm程度の割れまたは補修跡
	X2	3cm程度の割れまたは補修跡
	X3	X2を超えるもの
ガラス要交換（フロントガラス以外）	X	フロントガラス以外で割れているもの
幌・スクリーン要交換	X1	5cm程度の切れ、焦げ小、またはその補修跡
	X2	20cm程度の切れ、またはその補修跡
	X3	X2を超えるもの
灯火類のキズ、要交換	A	キズのあるもの
	X	ヒビ、割れ、水入りなどにより交換を要するもの
ホイールのキズ、曲がり、要交換	A	キズのあるもの
	B	曲がりのあるもの
	X	交換を要するもの

瑕疵記号についての注意事項

- ①旧基準で使用していた瑕疵記号「小A」は、新基準では原則「A1」と表記されます。
- ②旧基準で使用していた瑕疵記号「E」は、新基準では原則「U1」と表記されます。
- ③旧基準で使用していた瑕疵記号「AB」は、新基準では原則「B」と表記されます。

瑕疵記号運用の大きな変更点

- 例：旧基準の「A1」は、20cm程度までの範囲でしたが、新基準では、旧基準の「A1」レベルの瑕疵が、状態により「A2」となる場合があります。
- 例：旧基準の「A2」が、新基準では状態により「A3」になる場合があります。
- 例：旧基準の「A3」が、新基準では状態により「A4」になる場合があります。

※その他の瑕疵についても同じケースになる場合があります。

デジタル化に伴い、「出品票」が新しくなりました。詳しくは会場窓口まで。